

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例新旧対照表（第十二条関係）

新	旧
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項及び第十二項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この項、第十項及び第十二項において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>三・四 略</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十六条 略</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項及び第十二項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この項、第十項及び第十二項において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二・三 略</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十六条 略</p>

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 略

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者に対し身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。次項及び第六項において同じ。）を行ってはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

5 略

6 | 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 | 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 | 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 | 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 略

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者に対し身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。次項において同じ。）を行ってはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

5 略

| _____
| _____
| _____
| _____
| _____
| _____